

社会福祉法人元気の里とから理事長専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とから定款に規定する理事長の専決について定めるものとする。ただし、この規程に定める理事長専決事項であっても、法人運営に重要と思われる場合には、理事長は理事会（評議員会）に諮るものとする。

(職員の任免)

第2条 施設の長及びその他重要な人事を除く職員の任免については、理事長の専決とする。

(工事又は製造の請負)

第3条 250万円を超えない工事又は製造の請負については、理事長の専決とする。

また、250万円を超える工事及び製造の請負については、契約方法、入札業者指名、契約の締結については理事会（評議員会）に諮るものとする。

(物品等の購入)

第4条 物品等の購入については、一件金額160万円を超えない契約については理事長の専決とする。

(基本財産以外の固定資産の取得及び改良)

第5条 160万円を超えない基本財産以外の固定資産の取得及び改良については、理事長の専決とする。

(物品の売却及び廃棄)

第6条 100万円を超えない物品の売却及び廃棄については、理事長の専決とする。

(事務委任の禁止)

第7条 この規程で定める金額を超えて、理事長は施設の長へ事務委任することはできない。

(理事会等への報告)

第8条 この規程により理事長は専決を行った場合には、すみやかに理事会（評議員会）に報告することとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

・注記

社会福祉法人元気の里とかち定款第9条第1項ただし書きに規定する「理事長の専決における日常の軽易な業務」を下記に示す。

- 1、「施設長(管理職)の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
(事業所管理者は理事長が任命する。)
- 2、職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- 3、債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4、設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 5、建設工事請負や物品納入等の契約のうち軽微なもの。
- 6、基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8、予算上の予備費の支出。
- 9、入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- 10、入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11、寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。